

平成 31 年 3 月 18 日
練馬区総務部経理用地課

建設業における社会保険等未加入対策の見直しについて

練馬区が発注する工事においては、建設産業の持続的な発展に必要な人材確保等の観点から、建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険および雇用保険）の未加入対策について取り組んでいるところです。

このたび、国土交通省および東京都において社会保険等未加入対策の取組が強化されたことに伴い、練馬区においても対策の見直しを行い以下の取組を実施しますので、お知らせします。

1 概要

- ・ 受注者が社会保険等未加入業者と一次下請契約することを原則禁止することとし、その旨を工事請負契約約款に規定します。
- ・ 対象となる一次下請業者は建設業許可を有する事業者です。

2 対象となる工事

- ・ 予定価格（単価契約の場合は発注限度額）が 130 万円を超える工事契約を対象とします。
- ・ 工事成績評定の減点（下記 5 に記載のとおり）については、契約金額が 250 万円を超える工事契約とします。

3 社会保険等加入状況の確認方法

- ・ 社会保険等の加入状況は、施工体制台帳の健康保険等加入状況欄により確認します。
- ・ 施工体制台帳において社会保険等の加入が確認された一次下請業者のうち、区が指定した業者については、受注者に対して一次下請業者が社会保険等の届出の義務^{※1}を履行したことを確認できる書類^{※2}の提出を求めます。

4 社会保険等加入状況確認の結果、未加入業者（法令上加入義務が適用除外^{※3}となる場合を除く。以下同じ。）が判明した場合

- ・ 区は受注者に対して、未加入業者を社会保険等に加入させるように指導するとともに、未加入業者が社会保険等の届出の義務を履行したことを確認できる書類の提出を求めます。
- ・ 受注者が未加入業者と一次下請契約を締結しなければならない特別な事情^{※4}が

ある場合は、区は受注者に対して具体的な理由を記載した書類の提出を求めます。

5 工事成績評定の減点

- ・ 区が受注者に対して加入指導をしてもなお未加入の一次下請業者がある場合は、受注者の工事成績評定を5点減点します。

6 適用日

- ・ 平成31年4月1日以降に公告等を開始する案件に適用します。

※1 該当する法律

①健康保険法第48条 ②厚生年金保険法第27条 ③雇用保険法第7条

※2 届出の義務を履行したことを確認できる書類（参考）

- ・ 経営事項審査結果通知書の写し
- ・ 雇用保険領収書および労働保険概算確定保険料申告書の写し
- ・ 健康保険および厚生年金保険の納入告知書兼領収書の写し
- ・ 保険料納入証明書(日本年金機構、健康保険組合等が発行したもの)の写しなど

※3 健康保険および厚生年金保険については、一人親方や、常時雇用の従業員が5人未満である個人事業主は適用除外となります。

雇用保険については、一人親方で被保険者となる労働者がいない場合は、適用除外になります。

※4 特別な事情（例）

- ・ 特殊な技術、機器または設備等（以下（特殊技術等）といいます。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができないことや、その下請業者でなければ目的を達することが困難となることが明らかな場合